

取引規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1～第2条	(略)	(略)	
<u>第3条</u>	(市場) 第1項(1)～(3)(略) <u>(4)間接送電権取引</u> <u>第1号のスポット取引の結果生じる値差の清算を受けるための対価として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第5節に定める取引</u> <u>(5)揭示板取引</u> 売買希望者が、売買を希望する電気を揭示し、本取引所が入札の仲介を行う第2章第5節に定める取引	(市場) 第1項(1)～(3)(略) <u>(4)揭示板取引</u> 売買希望者が、売買を希望する電気を揭示し、本取引所が入札の仲介を行う第2章第5節に定める取引	(新設)
第4～第18条	(略)	(略)	
<u>第19条</u>	(市場間約定代金差額) 第1項 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金を控除し、 <u>第73条の間接送電権の売買代金のうち交付分を控除、徴収分を加算した値を市場間約定代金差額という。</u> 第2～3項(略)	(市場間約定代金差額) 第1項 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い 約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金を控除した値を市場間約定代金差額という。 第2～3項(略)	(変更)
第20条～61条	(略)	(略)	
<u>第62条</u>	<u>(間接送電権取引の実施方法)</u> <u>現物電気と一体である間接送電権(第2節で定めるスポット取引における、あるエリア間の約定価格の差額を得るまたは支払うための対価)を取引の対象物として、シングルプライスオークション方式で</u>	<u>(新設)</u>	(新設)

	<u>本取引所と取引会員等の間で売買を成立される取引である。</u>		
<u>第63条</u>	<u>(商品)</u> <u>間接送電権取引の商品は、期間およびスポット取引におけるエリア間の約定価格の差をとるエリアの組合せと方向により設定する。</u> <u>2. 前項の期間は、1週間(土曜日から翌週金曜日まで)とする。</u> <u>3. 間接送電権商品は、約定価格の差をとるスポット取引の行われる前年度2月末までに取引会員等に通知する。</u> <u>4. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、取引する間接送電権商品を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。</u>	<u>(新設)</u>	(新設)
<u>第64条</u>	<u>(実施日)</u> <u>間接送電権取引は、商品毎に、原則としてその商品の期間の最後の日が属する月の前々月の 20 日以降の平日の翌平日に実施する。</u> <u>2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、間接送電権取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。</u>	<u>(新設)</u>	(新設)
<u>第65条</u>	<u>(取引単位)</u> <u>間接送電権取引の呼値、呼値の単位、取引単位は、次のとおりとする。</u> <u>呼値:1 キロワット時あたり</u> <u>呼値の単位:0.01 円</u> <u>取引単位:100 キロワット</u>	<u>(新設)</u>	(新設)
<u>第66条</u>	<u>(入札受付時間)</u> <u>間接送電権取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は、次のとおりとする。</u> <u>その日に取引を実施する商品のうち最初の期間の商品は午後2時</u>	<u>(新設)</u>	(新設)

	<u>その次の期間の商品は午後2時 30 分</u> <u>その次の期間の商品は午後3時</u> <u>その次の期間の商品は午後3時 30 分</u> <u>それ以降の期間の商品は午後4時</u> <u>2. 間接送電権取引における入札は、毎月 20 日以降の最初の平日より可能とし、取引実施日以前の日における入札受付時間は午前8時から午後5時まで、取引実施日における入札受付時間は、午前8時から入札締切時刻までとする。</u> <u>3. 入札内容は、前二項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。</u> <u>4. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項および第2項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員等に通知する。</u> <u>5. 本取引所は、必要があると認めるときは、間接送電権取引を臨時に停止する、または休止することができる。</u>		
<u>第67条</u>	<u>(入札方法等)</u> <u>入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する買値および量を入力することにより行うものとする。</u> <u>2. 取引会員等は、約定の前後を問わず、他の取引会員等の入札内容を見ることはできない。なお、本取引所が行う売り入札量は見ることができる。</u> <u>3. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第68条</u>	<u>(約定)</u> <u>本取引所における間接送電権取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>(以下「売り曲線」という。)</u>と「<u>買い入札</u>」の量-価格線(以下「<u>買い曲線</u>」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とする<u>シングルプライスオークション</u>による。 2. 前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(売り曲線と買い曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、売り曲線と買い曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。 3. 第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(売り曲線と買い曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、売り曲線と買い曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。		
第69条	<u>(約定の通知)</u> 本取引所は、間接送電権取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。 2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。 (1) <u>商品毎の約定量および約定価格</u> 3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。	<u>(新設)</u>	(新設)
第70条	<u>(経過措置給付金)</u> 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、広域機関より送付される経過措置給付の情報(以下、「経過措置情報」という。)に基づき経過措置給付金の交付または徴収を行う。 2. 経過措置給付額は、経過措置情報の受電側契約コードと同じコードを第9条第2項で買い側の受渡コードとして登録した取引会員等に対し、経過措置情報の発電側契約の属するエリアの約定価格と受電側契約の属するエリアの約定価格の差(受電側のエリア価格から発電側のエリア価格を控除した値)に経過措置情報の経過措置対象量を乗じた額とし、値が正の場合は交付、負の場合は徴収する。但し、商品毎に受電側契約の属するエリアの当該取引会員	<u>(新設)</u>	(新設)

	<u>等の買い約定量(ただし、経過措置用として入札されたものに限る)が経過措置対象量を下回る場合であって、経過措置情報の発電側契約の属するエリアの約定価格と受電側契約の属するエリアの約定価格の差(受電側のエリア価格から発電側のエリア価格を控除した値)が正となる場合は0(ゼロ)とする。</u> <u>3. 本取引所は、前項の経過措置給付金に賦課される消費税相当額につき、経過措置給付金とあわせて徴収または交付する。消費税相当額の計算にあたっては、経過措置給付金額を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。</u> <u>4. 第1項の経過措置給付金は、広域機関から交付停止の指示を受けた場合、交付または徴収を停止する。</u> <u>5. 本取引所は、年度毎に取引会員等毎に交付した経過措置給付金の合計額(交付額から徴収額を控除した額)を公表する。</u>		
<u>第71条</u>	<u>(買い量の減少)</u> <u>本取引所は、当該日の前日に広域機関より連係される連系線の運用容量、マージン、経過措置計画量等の情報により、発行済み間接送電権量を減少する必要性を確認し、減少する必要がある場合は、当該連系線に関係する間接送電権を保持する取引会員等の保持する量に応じて、取引単位量を単位に減少させる。</u> <u>2. 本取引所は、前項の減少処理を行った場合において手数料の返金はない。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第72条</u>	<u>(決済)</u> <u>本取引所の間接送電権取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。</u> <u>2. 前項の売買代金および売買手数料の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由して行う。</u> <u>3. 本取引所は、本目の規定にかかわらず、間接送電権取引を円滑に</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>するために必要があるときは、取引会員等に代って当該取引会員等の間接送電権取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。</u>		
第73条	<u>(売買代金の決済)</u> <u>間接送電権取引の売買代金の決済は、商品毎にその期間の日毎に、当該日のスポット取引の決済日と同日に行う。</u> 2. <u>間接送電権の売買代金の決済額は、スポット取引の商品毎に、当該間接送電権商品の対象となるスポット取引におけるエリア間の約定価格の差に当該間接送電権商品の保持量を乗じた額(但し、当該取引会員等のスポット取引の約定量(経過措置用として入札されたものを除く)が当該間接送電権商品の保持量を下回る場合は、スポット取引の約定量を乗じた額)を1日分足し合わせた額から、当該間接送電権の保持量に約定価格を乗じた額を1日分足し合わせた額を減じた額とする。この額が正の場合は交付、負の場合は徴収する。</u> 3. <u>本取引所は、前項に従い算出された額を課税標準として、消費税相当額を賦課する。税率は当該スポット取引受渡日のものとする。</u>	<u>(新設)</u>	(新設)
第74条	<u>(売買手数料の決済)</u> <u>本取引所は、間接送電権取引について別途細則で定める手数料を徴収する。</u> 2. <u>間接送電権取引の売買手数料および消費税相当額は、取引実施日毎に計算し、その3金融機関営業日後の日に決済する。</u>	<u>(新設)</u>	(新設)
第75条	<u>(市況の公表)</u> <u>本取引所は、次の各号に定める情報を公表する。</u> (2) <u>商品毎の売り入札量、約定価格および量</u>	<u>(新設)</u>	(新設)

	<u>2. 前項に定めのない事項の公表は、本取引所の定める細則によるものとする。</u>		
<u>第76条～89条</u>	(略)	(略)	
<u>第90条</u>	(決済対象) 第90条 本取引所は、次の各号の請求額または支払額をその期日毎に合算し、合算の額を本取引所が支払う場合は、取引会員等の指定する金融機関口座への口座振込により支払う。合算の額を本取引所が徴収する場合は、本取引所の指定する金融機関の取引会員等の口座から口座振替(口座引落)により徴収する。 第21条に規定するスポット取引の売買代金および第23条に規定する消費税相当額 第24条に規定するスポット取引の売買手数料 第24条の2に規定する経過措置給付金 第43条に規定する先渡取引の売買代金(第41条第9項の調整額を含む。) 第44条に規定する先渡取引の売買手数料 第54条に規定する時間前取引の売買代金および第56条に規定する消費税相当額 第57条に規定する時間前取引の売買手数料 <u>第73条に規定する間接送電権取引の売買代金</u> <u>第74条に規定する間接送電権取引の売買手数料</u> 第88条に規定する掲示板取引の売買手数料 本取引所非化石価値取引規程に規定する売買代金、消費税相当額および売買手数料 その他本取引所が徴収または交付する金員	(決済対象) 第86条 本取引所は、次の各号の請求額または支払額をその期日毎に合算し、合算の額を本取引所が支払う場合は、取引会員等の指定する金融機関口座への口座振込により支払う。合算の額を本取引所が徴収する場合は、本取引所の指定する金融機関の取引会員等の口座から口座振替(口座引落)により徴収する。 第21条に規定するスポット取引の売買代金および第23条に規定する消費税相当額 第24条に規定するスポット取引の売買手数料 第24条の2に規定する経過措置給付金 第43条に規定する先渡取引の売買代金(第41条第9項の調整額を含む。) 第44条に規定する先渡取引の売買手数料 第54条に規定する時間前取引の売買代金および第56条に規定する消費税相当額 第57条に規定する時間前取引の売買手数料 第88条に規定する掲示板取引の売買手数料 本取引所非化石価値取引規程に規定する売買代金、消費税相当額および売買手数料 その他本取引所が徴収または交付する金員	(新設) (新設)
<u>第91条～102</u>	第91条～102条(略)	第87条～98条(略)	

<u>条</u>			
付則第1～4条	(略)	(略)	
	制定 平成 17 年1月 31 日 改定 平成 21 年3月6日 平成 21 年7月 10 日 平成 21 年9月 11 日 平成 22 年5月 13 日 平成 24 年6月 13 日 平成 25 年1月 16 日 平成 25 年2月 21 日 平成 25 年6月 20 日 平成 27 年2月 19 日 平成 28年2月 18 日(全面改定) 平成 28 年3月17日 平成 29 年3月 28 日 平成 30 年8月9日 <u>平成 31年4月〇日</u>	制定 平成 17 年1月 31 日 改定 平成 21 年3月6日 平成 21 年7月 10 日 平成 21 年9月 11 日 平成 22 年5月 13 日 平成 24 年6月 13 日 平成 25 年1月 16 日 平成 25 年2月 21 日 平成 25 年6月 20 日 平成 27 年2月 19 日 平成 28年2月 18 日(全面改定) 平成 28 年3月17日 平成 29 年3月 28 日 平成 30 年8月9日	(変更)